

○宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）（第六条関係）

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改  
正  
案

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第

八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一

現  
行

（法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限）

第三条 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地又は建物の貸借の契約以外の契約については、次に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法（昭和四十三年法律第百一号）第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限（同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該宅地又は建物に係るものとする。

一 都市計画法第二十九条第一項及び第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三第二項及び第四項（これらの規定を同法第五十七条の四及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十四条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第五十三条第一項、第五十七条第二項及び第四項、第五十八条第一項、第五十八条の二第一項及び第二項、第六十五条第一項並びに第六十七条第一項及び第三項

二 建築基準法第三十九条第二項、第四十三条、第四十三条の二、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十七条、第四十八条第一項から第十三項第十四項まで（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十九条の二（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十条（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十二条第一項から第十四項まで、第五十三条第一項から第六項まで、第五十三条の二第一項から第三項まで、第五十四条、第五十五条第一

二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条  
、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十  
一条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同  
法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項  
、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二  
項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、  
第六十七条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第  
一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これら  
の規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）  
、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十  
六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条  
の二第一項から第三項まで並びに第八十六条の人第一項及び第三

### 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八条第一項

四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで、第二項及び第四項、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条、第五十一条第五項並びに第五十四条第四項

五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条第一項及び  
第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）

五の三 景觀法第十六条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第三十一条第一項、第四十二条、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条、第八十七条第五項並びに第九十条第四項

六 土地区画整理法第七十六条第一項、第九十九条第一項及び第三項、第一百条第二項並びに第一百七十七条の二第一項及び第二項  
六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する

六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第百条第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条第一項、第二十六条第一項及び第六十七条第一項

、第五十五条第一項から第三項まで、第五十六条、第五十六条の二、第五十七条の二第三項、第五十七条の四第一項、第五十七条の五、第五十八条、第五十九条第一項及び第二項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項及び第二項、第六十条の二第一項、第二項、第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）及び第六項、第六十条の三第一項、第二項及び第三項（同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条、第六十二条、第六十七条の三第一項及び第三項から第七項まで、第六十八条第一項から第四項まで、第六十八条の二第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十八条の九、第七十五条、第七十五条の二第五項、第七十六条の三第五項、第八十六条第一項から第四項まで、第八十六条の二第一項から第

### 三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第八条第一項

四 都市緑地法第八条第一項、第十四条第一項、第二十条第一項、第二十九条、第三十五条第一項から第三項まで及び第五項から第九項まで、第二項及び第四項、第三十六条、第三十九条第一項、第五十条、第五十一条第五項並びに第五十四条第四項

五の二 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第五条第一項及び  
第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）

五の三 景觀法第十六条第一項及び第二項、第二十二条第一項、第三十一条第一項、第四十一条、第六十三条第一項、第七十二条第一項、第七十三条第一項、第七十五条第一項及び第二項、第七十六条第一項、第八十六条、第八十七条第五項並びに第九十条第四項

六 土地区画整理法第七十六条第一項、第九十九条第一項及び第三項、第一百条第二項並びに第一百十七条の二第一項及び第二項  
六の二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する土地区画整理法第九十九条第一項及び第三項並びに第一百条第二項並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七条第一項  
、第二十六条第一項及び第六十七条第一項  
六の三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進

に 関 す る 法 律 第 二十一 条 第 一 項

- 六 の 四 被 災 市 街 地 復 興 特 別 措 置 法 第 七 条 第 一 項
- 七 新 住 宅 市 街 地 開 發 法 第 三十一 条 及 び 第 三十二 条 第 一 項
- 七 の 二 新 都 市 基 盤 整 備 法 第 三十九 条 に お い て 準 用 す る 土 地 区 画 整 理 法 第 九 十 九 条 第 一 項 及 び 第 三 項 並 び に 第 百 条 第 二 項 並 び に 新 都 市 基 盤 整 備 法 第 五 十 条 及 び 第 五十一 条 第 一 項
- 八 旧 公 共 施 設 の 整 備 に 関 連 す る 市 街 地 の 改 造 に 関 す る 法 律 第 十 三 条 第 一 項 (都 市 再 開 發 法 附 則 第 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ る 旧 防 災 建 築 街 区 造 成 法 第 五十五 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 に 限 る。)
- 九 首 都 圈 の 近 郊 整 備 地 帯 及 び 都 市 開 發 区 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 第 二十五 条 第 一 項
- 十 近 畿 圈 の 近 郊 整 備 区 域 及 び 都 市 開 發 区 域 の 整 備 及 び 開 發 に 關 す る 法 律 第 三十四 条 第 一 項
- 十一 流 通 業 務 市 街 地 の 整 備 に 関 す る 法 律 第 五 条 第 一 項、第 三十七 条 第 一 項 及 び 第 三十八 条 第 一 項
- 十二 都 市 再 開 發 法 第 七 条 の 四 第 一 項、第 六 十 六 条 第 一 項 及 び 第 九 十五 条 の 二 項
- 十二 の 二 幹 線 道 路 の 沿 道 の 整 備 に 関 す る 法 律 (昭 和 五 十 五 年 法 律 第 三十四 号) 第 十 条 第 一 項 及 び 第 二 項
- 十二 の 三 集 落 地 域 整 備 法 (昭 和 六 十 二 年 法 律 第 六 十 三 号) 第 六 条 第 一 項 及 び 第 二 項
- 十二 の 四 密 集 市 街 地 に お け る 防 災 街 区 の 整 備 の 促 進 に 關 す る 法 律 第 三十三 条 第 一 項 及 び 第 二 項、第 百 九 十 七 条 第 一 項、第 二 百 三 十 条、第 二 百 八 十 三 条 第 一 項、第 二 百 九 十 四 条、第 二 百 九 十 五 条 第 五 項 並 び に 第 二 百 九 十 八 条 第 四 項
- 十二 の 五 地 域 に お け る 歷 史 的 風 致 の 維 持 及 び 向 上 に 關 す る 法 律 (平 成 二十 年 法 律 第 四 十 号) 第 十 五 条 第 一 項 及 び 第 二 項 並 び に 第 三 十三条 第 一 項 及 び 第 二 項
- 十三 港 湾 法 第 三十七 条 第 一 項 第 四 号、第 四 十 条 第 一 項、第 四 十 五 条 の 六、第 五 十 条 の 十 三 及 び 第 五 十 条 の 二 十 四 住 宅 地 区 改 良 法 第 九 条 第 一 項
- 十五 公 有 地 の 拡 大 の 推 進 に 關 す る 法 律 (昭 和 四 十 七 年 法 律 第 六 十 六 号) 第 四 条 第 一 項 及 び 第 八 条
- 十六 農 地 法 第 三 条 第 一 項、第 四 条 第 一 項 及 び 第 五 条 第 一 項
- 十七 宅 地 造 成 等 規 制 法 第 八 条 第 一 項 及 び 第 十 二 条 第 一 項

に 関 す る 法 律 第 二十一 条 第 一 項

- 六 の 四 被 災 市 街 地 復 興 特 別 措 置 法 第 七 条 第 一 項
- 七 新 住 宅 市 街 地 開 發 法 第 三十一 条 及 び 第 三十二 条 第 一 項
- 七 の 二 新 都 市 基 盤 整 備 法 第 三十九 条 に お い て 準 用 す る 土 地 区 画 整 理 法 第 九 十 九 条 第 一 項 及 び 第 三 項 並 び に 第 百 条 第 二 項 並 び に 新 都 市 基 盤 整 備 法 第 五 十 条 及 び 第 五十一 条 第 一 項
- 八 旧 公 共 施 設 の 整 備 に 関 連 す る 市 街 地 の 改 造 に 関 す る 法 律 第 十 三 条 第 一 項 (都 市 再 開 發 法 附 則 第 四 条 第 二 項 の 規 定 に よ り な お そ の 効 力 を 有 す る も の と さ れ る 旧 防 災 建 築 街 区 造 成 法 第 五十五 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 場 合 に 限 る。)
- 九 首 都 圈 の 近 郊 整 備 地 帯 及 び 都 市 開 發 区 域 の 整 備 に 関 す る 法 律 第 二十五 条 第 一 項
- 十 近 畿 圈 の 近 郊 整 備 区 域 及 び 都 市 開 發 区 域 の 整 備 及 び 開 發 に 關 す る 法 律 第 三十四 条 第 一 項
- 十一 流 通 業 務 市 街 地 の 整 備 に 関 す る 法 律 第 五 条 第 一 項、第 三十七 条 第 一 項 及 び 第 三十八 条 第 一 項
- 十二 都 市 再 開 發 法 第 七 条 の 四 第 一 項、第 六 十 六 条 第 一 項 及 び 第 九 十五 条 の 二 項
- 十二 の 二 幹 線 道 路 の 沿 道 の 整 備 に 関 す る 法 律 (昭 和 五 十 五 年 法 律 第 三十四 号) 第 十 条 第 一 項 及 び 第 二 項
- 十二 の 三 集 落 地 域 整 備 法 (昭 和 六 十 二 年 法 律 第 六 十 三 号) 第 六 条 第 一 項 及 び 第 二 項
- 十二 の 四 密 集 市 街 地 に お け る 防 災 街 区 の 整 備 の 促 進 に 關 す る 法 律 第 三十三 条 第 一 項 及 び 第 二 項、第 百 九 十 七 条 第 一 項、第 二 百 三 十 条、第 二 百 八 十 三 条 第 一 項、第 二 百 九 十 四 条、第 二 百 九 十 五 条 第 五 項 並 び に 第 二 百 九 十 八 条 第 四 項
- 十二 の 五 地 域 に お け る 歷 史 的 風 致 の 維 持 及 び 向 上 に 關 す る 法 律 (平 成 二十 年 法 律 第 四 十 号) 第 十 五 条 第 一 項 及 び 第 二 項 並 び に 第 三 十三条 第 一 項 及 び 第 二 項
- 十三 港 湾 法 第 三十七 条 第 一 項 第 四 号、第 四 十 条 第 一 項、第 四 十 五 条 の 六、第 五 十 条 の 十 三 及 び 第 五 十 条 の 二 十 四 住 宅 地 区 改 良 法 第 九 条 第 一 項
- 十五 公 有 地 の 拡 大 の 推 進 に 關 す る 法 律 (昭 和 四 十 七 年 法 律 第 六 十 六 号) 第 四 条 第 一 項 及 び 第 八 条
- 十六 農 地 法 第 三 条 第 一 項、第 四 条 第 一 項 及 び 第 五 条 第 一 項
- 十七 宅 地 造 成 等 規 制 法 第 八 条 第 一 項 及 び 第 十 二 条 第 一 項

十七の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五条第一項

- 十七の三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条  
十八 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）  
十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条  
十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三号）第十四条  
十八の四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条  
十八の五 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）第十五条の八  
第一項  
十八の六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の九  
十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）  
十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条  
二十 海岸法第八条第一項  
二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二条第一項、第五十八条、第六十八条、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項  
二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）  
二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項  
二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項  
二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十条第一項及び第十七条第一項  
二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の十三、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第十四条において準用する場合を含む。）

十七の二 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第百五条第一項

- 十七の三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二十三条  
十八 自然公園法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第三十三条第一項、第四十八条及び第七十三条第一項（利用調整地区に係る部分を除く。）  
十八の二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）第十三条  
十八の三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三号）第十四条  
十八の四 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十三条  
十八の五 水防法（昭和二十四年法律第二百九十三号）第十五条の八  
第一項  
十八の六 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の九  
十九 河川法第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項（これらの規定を同法第二百条第一項において準用する場合を含む。）  
十九の二 特定都市河川浸水被害対策法第九条、第十六条第一項、第十八条第一項、第二十五条第一項及び第三十一条  
二十 海岸法第八条第一項  
二十の二 津波防災地域づくりに関する法律第二十三条第一項、第五十二条第一項、第五十八条、第六十八条、第七十三条第一項、第七十八条第一項、第八十二条及び第八十七条第一項  
二十一 砂防法第四条（同法第三条において準用する場合を含む。）  
二十二 地すべり等防止法第十八条第一項及び第四十二条第一項  
二十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第七条第一項  
二十三の二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第十条第一項及び第十七条第一項  
二十四 森林法第十条の二第一項、第十条の十一の十三、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項（これらの規定を同法第十四条において準用する場合を含む。）

二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の二十二及び第九十一条第一項

二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十二条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）

二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第一百二十十五条第一項、第一百二十八条第一項、第一百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第一百八十二条第二項

二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第三項又は自衛隊法第百七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項

三十 土地利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）

三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第十五条の十九第一項及び第三項

三十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条並びに第十二条第一項及び第三項

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第百八条第一項及び第二項

三十三の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の八第一項及び第三項

三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条、第四十七条第三項及び第五十条第四項

三十五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）

二十五 道路法第四十七条の九、第四十八条の十九及び第九十一条第一項

二十六 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十二条第一項（同法附則第十三項において準用する場合を含む。）

二十七 土地収用法第二十八条の三第一項（同法第百三十八条第一項において準用する場合を含む。）

二十八 文化財保護法第四十三条第一項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第五項（これらの規定を同法第八十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。）、第一百二十十五条第一項、第一百二十八条第一項、第一百四十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに第一百八十二条第二項

二十九 航空法第四十九条第一項（同法第五十五条の二第三項又は自衛隊法第百七条第二項において準用する場合を含む。）及び第五十六条の三第一項

三十 土地利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第十四条第一項、第二十三条第一項並びに第二十七条の四第一項及び第三項（これらの規定を同法第二十七条の七第一項において準用する場合を含む。）

三十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第十五条の十九第一項及び第三項

三十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第九条並びに第十二条第一項及び第三項

三十三 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第四十五条の七、第四十五条の八第五項及び第四十五条の十一第四項（これらの規定を同法第四十五条の十三第三項、第四十五条の十四第三項、第四十五条の二十一第三項及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条の二十、第八十八条第一項及び第二項並びに第百八条第一項及び第二項

三十三の二 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の八第一項及び第三項

三十四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第四十六条、第四十七条第三項及び第五十条第四項

三十五 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の五（同法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）

含む。)

三十六 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六十四条第四項及び第五項

三十七 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十八条第四項及び第五項

2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、

都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法

第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に

関する法律第三十七条第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第

四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第

五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。

3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二条第一項、新都市基盤整備法第五十二条第一項及び流通業務市街地の整備に関する法律第三十八条第一項の規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。

含む。)

三十六 東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第六十四条第四項及び第五項

三十七 大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第二十八条第四項及び第五項

2 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、宅地の貸借の契約については、前項に規定する制限のうち、

都市計画法第五十二条の三第二項及び第四項、第五十七条第二項及び第四項並びに第六十七条第一項及び第三項、新住宅市街地開発法

第三十一条、新都市基盤整備法第五十条、流通業務市街地の整備に

関する法律第三十七条第一項、公有地の拡大の推進に関する法律第

四条第一項及び第八条並びに文化財保護法第四十六条第一項及び第

五項の規定に基づくもの以外のもので、当該宅地に係るものとする。

3 法第三十五条第一項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、建物の貸借の契約については、新住宅市街地開発法第三十二条第一項、新都市基盤整備法第五十二条第一項及び流通業務市街地の整備に関する法律第三十八条第一項の規定に基づく制限で、当該建物に係るものとする。